

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十七号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十七号を次のように改める。

法人税・法人の事業税・特別法人事業税 の申告書の提出期限の延長等の通知書	
年 月 日	
都 道 府 県	知事 様
埼玉県 県税事務所長 印	
地方税法第53条第61項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出及び同法第72条の25 ^{第3項} _{第5項} （同法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）による法人の事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等について、次のとおり通知します。	
主たる事務所又は事業所の所在地	
法人名	
貴都道府県内の事務所又は事業所の所在地	
法人番号	
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 から法人税の確定申告書の提出期限の延長については、 下記のとおり延長の処分があつた。 下記のとおり指定があつた。 下記のとおり指定に係る月数が変更された。 指定が取り消された。 その延長の処分が取り消された。 その適用を受けることをやめた。 下記のとおり延長又は指定があつたものとみなされた。 記 （確定申告書の提出期限の延長期間） 月間 （指定を受けた月数） 月間 （変更後の指定に係る月数） 月間	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 から法人の事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長については、 下記のとおり承認した。 下記のとおり指定した。 下記のとおり指定に係る月数を変更した。 指定を取り消した。 その承認を取り消した。 その適用を受けることをやめた。 記 （確定申告書の提出期限の延長期間） 月間 （指定する月数） 月間 （変更後の指定に係る月数） 月間

別記様式第二十七号の二 係る確定申告書 又は「係る確定申告書」に於て、

「当該法人が連結親法人である場合は連結確定申告書、当該法人が連結子法人である場合は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書」を指し、 「その適用を受けることをやめた。」 又 「その適用を受けることをやめた」とあるものときみなされた。」 に、 「（申告書） 又「（確定申告書） に於て、

別記様式第二十八号及び別記様式第二十八号の二を次のように改める。

法人の設立等報告書

受付印

(宛先) 埼玉県 県税事務局長 年 月 日	(フリガナ) 本店所在地		〒	電話 ()	
	(フリガナ) 法人名				
	代表者	(フリガナ) 氏名			
		住所	〒	電話 ()	
	法人番号				

法人を設立（転入・支店等を設置）したので下記のとおり報告します。

設 立 年 月 日		年 月 日	
資本金又は 出資金の額	円	資本金等の額	円
事業の種類			
グループ通算制度の承認 (いずれかを○で囲む。)	有 無	通算親法人の名称	
		通算親法人の所在地	
本 県 内 の 支 店 等	名 称	所 在 地	設置年月日
			・ ・
			・ ・
備 考			

○ 転入・支店等の設置の場合は、下記の欄にも記入してください（支店等の設置の場合は※欄のみ）。

転入年月日（登記年月日）	年 月 日（ 年 月 日）		
旧本店の所在地	〒	電話 ()	
旧本店の状況（いずれかを○で囲む。）	存 続	廃 止（ 年 月 日）	
※申告書の提出期限が既に 延長されている場合	県 民 税	: : の事業年度から 月間	事 業 税 : : の事業年度から 月間

注意 1 この報告書は、設立等により本県に新たに納税義務が発生した場合に、埼玉県税条例第31条の7第1項、第2項及び第4項に基づいて、設立等の日から1月以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者（法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者）の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。また、受託者が個人の場合は、「法人番号」欄には受託者の個人番号を記載してください。

3 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、備考欄に主宰受託者以外の受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所を記載してください。

(添付書類) ①定款・寄附行為・規約等の写し（受託法人に係る報告については、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生の事実を証明する書類）

②登記事項証明書 ③他都道府県の事務所等の名称・所在地の一覧表 ④資本金等の額が資本金の額又は出資金の額と異なる場合は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表五(一)）（当該明細書がない場合には、貸借対照表） ⑤グループ通算制度の承認を受けた法人については、その事実を証明する書類 各1部

別記様式第二十八号の二

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		法人の名称変更等の報告書		納 税 番 号
(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	(フリガナ) 本店所在地	〒	電話 ()
		(フリガナ) 法人名		
		(フリガナ) 氏名		
		(代表者) 住所	〒	電話 ()
		法人番号		

下記のとおり したので報告します。

報 告 事 項		変 更 前	変 更 後
本店所在地		〒	〒
旧本店の状況 (いずれかを○で囲む。)		存続 廃止 (年 月 日)	
法人名			
代表者氏名			
資本金又は出資金の額		円	円
資本金等の額		円	円
決算期			
事業の種類			
本 県 内 の 支 店 等	名 称		
	所 在 地		
合 併 の 場 合	被合併法人の 本店所在地	〒	電話 ()
	被合併法人の 法人名		
グ ル ー プ 通 算 制 度 適 用 の 場 合	通算親法人の 本店所在地	〒	電話 ()
	通算親法人の 法人名		
そ の 他 ()			
事実が発生した年月日 (登記年月日)		年 月 日 (年 月 日)	
備 考			

注意 1 この報告書は、先に報告した事項に変更があつた場合に、埼玉県税条例第31条の7第3項及び第31条の8に基づいて、その事実が発生した日から10日以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者（法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者）の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。また、受託者が個人の場合は、「法人番号」欄には受託者の個人番号を記載してください。

(添付書類) ①登記事項証明書又は議事録の写し ②資本金等の額の変更の場合は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表五(一)) (当該明細書がない場合には、貸借対照表) ③グループ通算制度の承認、承認申請の却下及び承認の取消等を受けた法人については、これらの事実を証明する書類 ④その他変更の内容を証明する書類 各1部

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。